

個人情報の第三者提供への同意について

個人情報保護法においては、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供することが禁じられています。

但し、同法第23条第1項において、

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

に該当する場合には、本人の同意を得る必要はないとされています。

また、加入者本人にとって利益となるもの、または事業所側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとは言えないものについては、厚生労働省のガイダンスによって、黙示による包括的な同意で良いこととなっています。

当健康保険組合では、以下の事項について、黙示による包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当健康保険組合に書面により申し出ていただきますよう、お願いいたします。特段の申し出がない場合は、同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。

第三者提供への同意に関する事項

内容	提供を受ける 第三者	提供される個人データの項目	提供の手段 又は方法
①高額療養費（世帯合算を含む）、一部負担還元金及び家族療養費付加金（世帯合算を含む）を、被保険者本人からの請求に基づかず、自動的に計算し、事業主を経由して支給すること。	事業主	記号・番号、被保険者氏名、対象者氏名、診療年月、給付区分、診療費、本人家族の別、給付金の種類、給付金額	被保険者ごとに、左記の項目を記載した支給明細書（電子媒体を含む）を、郵便等で事業主に送付。
	被扶養者から見た被保険者	被扶養者に関する次の項目：氏名、診療年月、給付区分、診療費、本人家族の別、給付金の種類、給付金額	
②療養費、傷病手当金、出産手当金、埋葬料、出産育児一時金等を、事業主を経由して支給すること。	事業主	記号・番号、被保険者氏名、対象者氏名、診療年月（手当金の対象期間）、給付区分、診療費、本人家族の別、給付金の種類、給付金額	郵便等で事業主に送付。
③医療費、給付金支給額、減額査定の有無を世帯単位で被保険者に通知すること。	被扶養者から見た被保険者	被扶養者に関する次の項目：氏名、診療年月、入院・通院の区分、医療機関名、日数、医療費の総額、健保負担金額、公費負担金額、本人負担金額、給付科目、支給金額、支給決定日、支払日、減額査定の有無	基幹システム内のマイページに登録する。

④紙による通知を希望する被保険者を対象に、医療費、給付金支給額、減額査定の有無を世帯単位で、事業主を経由して通知すること。	事業主	医療費・支給金通知が発行されたこと。	圧着ハガキを事業主に送付
	被扶養者から見た被保険者	被扶養者に関する次の項目：氏名、診療年月、入院・通院の区分、医療機関名、日数、医療費の総額、健保負担金額、公費負担金額、本人負担金額、(給付金)給付科目、支給金額、支給決定日、支払日、減額査定の有無	
⑤無資格診療費等の請求書等を、世帯単位にまとめて事業主経由で被保険者に送付すること。	事業主	当該被保険者に当該請求書等が発行されたこと。	被保険者毎に封緘した診療費返還請求書等を、事業主に送付。
	被扶養者から見た被保険者	被扶養者に関する次の項目：氏名、診療年月、医療機関名、返還金額、喪失・削除年月日、返還日	左記の項目を記載した請求書等を事業主経由で被保険者に送付。
⑥ジェネリック医薬品の使用促進通知を、世帯単位で、事業主経由で被保険者に送付すること。	事業主	当該被保険者に当該通知が発行されたこと。	被保険者毎に封緘した当該通知を事業主に送付
	被扶養者から見た被保険者	被扶養者に関する次の項目：氏名、今回処方された先発医薬品額（処方月、薬品名、数量、支払金額）、変更可能なジェネリック医薬品（薬品名、減らせる金額）、今回処方されたジェネリック医薬品（処方月、薬品名、薬価、数量、支払金額）、今回のジェネリック医薬品処方による削減額の実績、今回通知を実行した場合の予想削減額	左記の項目を記載した通知を事業主経由で被保険者に送付。
⑦特定保健指導の実施案内を事業主経由で被保険者に送付すること。	事業主	当該被保険者に当該案内書類が発行されたこと。	被保険者毎に封緘した案内書を組合もしくは委託先より事業主に送付

以上